

令和 8 年度スポーツフェスティバル東京 事業費交付手続きについて

1 交付対象となる事業

令和 8 年度スポーツフェスティバル東京

2 主管競技団体の責務

- (1) 主管競技団体は、本事業の交付金が税金で賄われているものであることを留意し、適正に使用してください。
- (2) 主管競技団体は、交付金を取り扱うに当たり、東京都スポーツ協会に対し、適正な交付金の使用について、確認したことを届け出てください。
- (3) 主管競技団体は、公金取扱者を設置し、東京都スポーツ協会に届け出てください。

3 申請手続き

主管競技団体は、以下の書類を提出してください。

- (様式 1) 交付申請書
- (様式 2) 事業予算書
- (様式 3) 銀行口座届

4 事業報告

事業終了後、1 カ月以内に以下の書類を提出してください。

- (様式 4) 事業実施報告書
- (様式 5) 事業決算書（領収書含む。）

※交付金の対象経費となる領収書は原本を、競技団体が負担する交付金
対象外の経費については領収書の写しを提出してください。

- (様式 6) 役員謝金領収書

5 交付対象経費及び単価基準

別紙 2 「対象経費及び単価基準」を参照してください。

6 会場費の取り扱いについて

競技会場費については、別途、東京都スポーツ協会が負担いたします。
ただし、競技によっては上限額を設定する場合がありますのでご了承ください。

7 事務処理の基本的事項

- (1) 主管競技団体は、本事業に係る事務処理について、別紙1「令和8年度スポーツフェスティバル東京事業費交付手続きについて」(本紙)、別紙2「対象経費及び単価基準」、別紙3「領収書等証明書書類について」、及び別紙4「事業費のキャッシュレス決済対応について」に基づいて行ってください。
- (2) 本事業に係る収入及び支出については、主管競技団体の定めるところにより、予算に計上してください。また、事業の内容を明らかにした帳簿を備え、支出を証明する書類を整備するとともに他の経費と区別して会計管理してください。
- (3) 本事業に関する書類を当該事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の始めから起算して5年間保存してください。
- (4) 東京都スポーツ協会は、主管競技団体に、対象事業の遂行状況に関する報告書等の提出や各種検査などに加え、実地調査等の対応を依頼することがあります。

【不適正な会計処理が発生した場合について】

- (1) 交付決定の取消し
主管競技団体において、不適正な会計処理を行った場合(偽りその他不正の手段を用いたとき、事業以外の用途に使用したとき等)、または東京都スポーツ推進本部実施のスポーツ関連事業における補助金・分担金の受給対象者から除外されることが決定した場合には、東京都及び東京都スポーツ協会が、直接調査し、交付金の交付を取り消す場合があります。
- (2) 交付金の返還及び一時停止
不適正な会計処理を行った場合、交付金の交付対象からの除外、当該年度の交付金の返還のほか、過去に遡って調査を行い、過去の交付金の返還や翌年度以降最大5年間、交付金を交付しない場合があります。また、都が別に指定する東京都スポーツ推進本部実施のスポーツ関連事業における補助金・分担金の受給対象者から除外することがあります。
- (3) 違約加算金及び延滞金
不適正な会計処理等により交付金を返還する場合は、交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金を上乗せして、東京都スポーツ協会に納付いただく場合があります。
期限内に納付できなかった場合は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を東京都スポーツ協会に納付していただきます。